

# 平成30年第3回千葉市議会定例会議案

議案第84号乃至第117号

平成30年9月



## 平成30年第3回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
84	専決処分について(平成30年度千葉市一般会計補正予算(第2号))(平成30年7月24日)	別冊
85	平成30年度千葉市一般会計補正予算(第3号)	別冊
86	平成30年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
87	平成30年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
88	平成30年度千葉市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
89	千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	1
90	千葉市議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	4
91	千葉市受動喫煙の防止に関する条例の制定について	6
92	心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	10
93	千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	13
94	千葉市建築関係手数料条例の一部改正について	16
95	工事委託契約について(千葉都市モノレール施設(殿台変電所外)更新改良工事)	18
96	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-2工区)に係る工事請負契約)	19
97	議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-3工区)に係る工事請負契約)	23
98	市道路線の認定及び廃止について	27
99	平成29年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	48
100	決算の認定について(平成29年度千葉市一般会計歳入歳出決算)	49
101	決算の認定について(平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)	50
102	決算の認定について(平成29年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)	51
103	決算の認定について(平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	52
104	決算の認定について(平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算)	53
105	決算の認定について(平成29年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算)	54

議案 番号	議 案 件 名	頁
106	決算の認定について(平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算)	55
107	決算の認定について(平成29年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算)	56
108	決算の認定について(平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算)	57
109	決算の認定について(平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算)	58
110	決算の認定について(平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算)	59
111	決算の認定について(平成29年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算)	60
112	決算の認定について(平成29年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算)	61
113	決算の認定について(平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算)	62
114	決算の認定について(平成29年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算)	63
115	決算の認定について(平成29年度千葉市病院事業会計決算)	64
116	決算の認定について(平成29年度千葉市下水道事業会計決算)	65
117	決算の認定について(平成29年度千葉市水道事業会計決算)	66

議案第 89 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年千葉市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表中 15 の項を 19 の項とし、14 の項を 17 の項とし、同項の次に次のように加える。

18 市長	高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表中 13 の項を 16 の項とし、10 の項から 12 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、9 の項を 11 の項とし、同項の次に次のように加える。

12 市長	重度の障害者等に対する日	障害者関係情報であつ
-------	--------------	------------

	常生活に使用する自動車の燃料の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

別表中8の項を10の項とし、5の項から7の項までを2項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 市長	千葉県心身障害者扶養共済条例（平成3年千葉県条例第52号）による心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	重度の障害者等に対するタクシーの運賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

個人番号を利用する事務を追加するとともに、同事務における特定個人情報の利用範囲を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第90号

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年千葉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「千葉市長の選挙における法第142条第1項第5号」を「法第142条第1項第5号」に、「並びに千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条中「千葉市長の選挙における」を削り、「70,000枚を超える場合には、70,000枚」を「、法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあつては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第132条の6第1項の表に定める枚数を超える場合には、同表に定める枚数）」に改める。

第7条中「旨を」の次に「、千葉県議会議員の選挙にあつては当該区の選挙管理委員会を經由して市選挙管理委員会に、千葉市長の選挙にあつては」を加える。

第8条中「千葉市長の選挙における」を削り、「70,000枚以内」を「法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあつては、令第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第1条及び第6条から第8条までの規定は、

この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

~~~~~

### 議 案 説 明

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担とするほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第 91 号

千葉県受動喫煙の防止に関する条例の制定について  
千葉県受動喫煙の防止に関する条例を次のとおり制定するものとする。  
平成 30 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県受動喫煙の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 6 章及び健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。第 5 条において「改正法」という。）附則第 2 条から第 8 条までに定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の受動喫煙を未然に防止し、もって市民の健康増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 法第 28 条第 3 号に規定する受動喫煙をいう。
- (2) 特定施設 法第 28 条第 4 号に規定する特定施設をいう。
- (3) 特定屋外喫煙場所 法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。

(行政機関の庁舎の管理権原者の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（法第 28 条第 5 号ロに規定する国及び地方公共団体の行政機関の庁舎をいう。以下この条及び第 8 条において「行政機関の庁舎」という。）の管理権原者（法第 26 条に規定する管理権原者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関の庁舎の屋外の場所に、特定屋外喫煙場所を設置しないよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第 4 条 保護者は、いかなる場所においても、その監督保護に係る未成年者に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

(特例既存特定飲食提供施設における喫煙可能室の設置の禁止)

第5条 既存特定飲食提供施設(改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。)のうち、従業員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。附則第2項において同じ。)のいる施設(以下この条及び次条において「特例既存特定飲食提供施設」という。)の管理権原者は、当該特例既存特定飲食提供施設に喫煙可能室(改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。次条第1項及び附則第2項において同じ。)を設置してはならない。この場合において、特例既存特定飲食提供施設の管理権原者は、当該特例既存特定飲食提供施設に法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室又は改正法附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室を設置することができる。

(特例既存特定飲食提供施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第6条 市長は、特例既存特定飲食提供施設の管理権原者が前条の規定に違反して喫煙可能室を設置したと認めるときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、当該喫煙可能室を廃止することを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた特例既存特定飲食提供施設の管理権原者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた特例既存特定飲食提供施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者若しくは管理者に対し、当該特定施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該特

定施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用関係)

第8条 行政機関の庁舎の場所に行政機関の庁舎以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、行政機関の庁舎の場所として第3条の規定を適用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条第3項の規定に基づく命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第11条 第7条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる営業又は同条第11項に規定する営業をする施設については、当分の間、第5条の規定は、適用しない。ただし、当該施設の管理権原者は、当該施設に従業員がいる場合は、当該施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。



## 議 案 説 明

市民の健康増進を図ることを目的として、健康増進法に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 9 2 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について  
心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

平成 3 0 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年千葉市条例第  
2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号中「いい、長期譲渡所得の金額については、租税  
特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第  
2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第  
3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場  
合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期  
譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額（次号において「特別  
控除後の金額」という。）とする」を「いう」に、「控除対象配偶者」  
を「同一生計配偶者」に改め、同項第 4 号中「いい、長期譲渡所得の金  
額については、特別控除後の金額とする」を「いう」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条第 5 項を  
同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同  
条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項に規定する所得割の額は、対象者又は当該対象者と同一の世帯  
に属する者が地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号イ中「夫と死別し、  
若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかで  
ない者が政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となっ  
た女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と  
同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場  
合又は同項第 1 2 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻を  
していない者又は妻の生死の明らかでない者が政令で定めるもの」と  
あるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届

出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額とする。

(1) 地方税法第292条第1項第11号イ又は同項第12号に該当する場合で、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなるとき 零

(2) 地方税法第292条第1項第11号イ又は同項第12号に該当する所得割の納税義務者である場合(前号に該当する場合を除く。)

前項に規定する所得割の額から同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に100分の6を乗じて得た額を控除した額

第5条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第7条中「すでに」を「既に」に改める。

第8条中「偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、」を削り、「市長は」の次に「、第3条に規定する対象者以外の者で助成を受けたもの又は第4条に規定する助成の範囲を超えて助成を受けた者があるときは」を加え、「すでに」を「既に」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項第3号の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)並びに第7条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第3項第3号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る医療費の助成を受けることができる者であることの認定について適用し、同日前の申請に係る医療費

の助成を受けることができる者であることの認定については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第4条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令等の一部改正を踏まえ、所得制限に係る所得及び一部負担金に係る市民税所得割の算出方法を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 93 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷 俊 人

## 千葉市条例第 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条の小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）



(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業を行う者（第24条から第26条までにおいて「家庭的保育事業者」という。）が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」を「家庭的保育事業者」に改める。

第30条及び第32条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」を「家庭的保育事業者」に、「)と」を「)」とに改める。

第36条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」を「家庭的保育事業者」に改める。

第41条中「第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条」を「これらの規定」に改める。

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改める。

第46条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」を「家庭的保育事業者」に改める。

第48条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」を「家庭的保育事業者」に、「い

う。」」を「いう。）」」に改める。

附則第2条中「もの」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「同条第3号」を「同項第3号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育について確保する施設の対象を拡大するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第94号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表10の項手数料を徴収する事務の欄中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表10の2の項とし、同表9の5の項の次に次のように加える。

|                                         |                       |         |
|-----------------------------------------|-----------------------|---------|
| 10 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料 | 27,000円 |
|-----------------------------------------|-----------------------|---------|

別表34の項の次に次のように加える。

|                                              |                          |          |
|----------------------------------------------|--------------------------|----------|
| 34の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 1年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料 | 160,000円 |
|----------------------------------------------|--------------------------|----------|

別表45の項手数料を徴収する事務の欄中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）第1条の規定の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表45の項手数料を徴収する事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料及び1年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第95号

工事委託契約について

市は、次のとおり工事委託契約を締結するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 千葉都市モノレール施設（殿台変電所外）更新改良工事
- 2 委託工事場所 千葉市若葉区殿台町200番地外
- 3 委託工事概要 (1) 殿台変電所 受電設備一式  
き電設備一式  
高圧配電設備一式  
(2) き電開閉所 設備一式
- 4 委託金額 1,564,034,400円
- 5 工期 契約締結日の翌日から平成35年3月11日まで
- 6 委託の相手方 千葉市稲毛区萩台町199番地1  
千葉都市モノレール株式会社  
代表取締役社長 川上 千里

~~~~~

議案説明

千葉都市モノレール施設（殿台変電所外）更新改良工事を行うための工事委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

## 議案第96号

### 議決事件の一部変更について

平成29年9月15日議決され、平成30年6月21日一部変更議決された「液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

#### 1 契約金額

変更前 958,458,960円

変更後 964,670,040円

(参考－１)

議案第１０８号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成２９年９月５日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺３丁目２９－２工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺３丁目地内
- 3 工事概要 (１) 管推進工一式  
(２) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 ９３９，６００，０００円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成３１年１月３１日まで
- 7 請負者 千葉市緑区あすみが丘３丁目５７番地１  
森川・市原建設共同企業体  
代表者 千葉市緑区あすみが丘３丁目５７番地１  
森川建設株式会社  
代表取締役 石井 喜義  
千葉市美浜区幕張西３丁目１番１５号  
株式会社市原組  
代表取締役 橋本 和記

(参考－２)

議案第７０号

議決事件の一部変更について

平成２９年９月１５日議決された「液状化対策施設工事（磯辺３丁目  
２９－２工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更す  
るものとする。

平成３０年６月７日提出

千葉市長 熊谷俊人

１ 契約金額

変更前 ９３９，６００，０００円

変更後 ９５８，４５８，９６０円



~~~~~

議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-2工区）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

## 議案第97号

### 議決事件の一部変更について

平成29年9月15日議決され、平成30年6月21日一部変更議決された「液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

#### 1 契約金額

変更前 930,275,280円

変更後 938,038,320円

(参考－１)

議案第１０９号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成２９年９月５日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 液状化対策施設工事（磯辺３丁目２９－３工区）
- 2 施工場所 千葉市美浜区磯辺３丁目地内
- 3 工事概要 (１) 管推進工一式  
(２) 人孔築造工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 ９１３，６８０，０００円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成３１年１月３１日まで
- 7 請負者 千葉市美浜区幕張西３丁目１番１５号  
市原・森川建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区幕張西３丁目１番１５号  
株式会社市原組  
代表取締役 橋本 和記  
千葉市緑区あすみが丘３丁目５７番地１  
森川建設株式会社  
代表取締役 石井 喜義

(参考－２)

議案第 71 号

議決事件の一部変更について

平成 29 年 9 月 15 日議決された「液状化対策施設工事（磯辺 3 丁目 29－3 工区）に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を変更するものとする。

平成 30 年 6 月 7 日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 913,680,000 円

変更後 930,275,280 円

~~~~~

議 案 説 明

液状化対策施設工事（磯辺3丁目29-3工区）に係る工事請負契約の契約金額を変更するため、議決を求めるものであります。

## 議案第98号

### 市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 市道路線認定調書

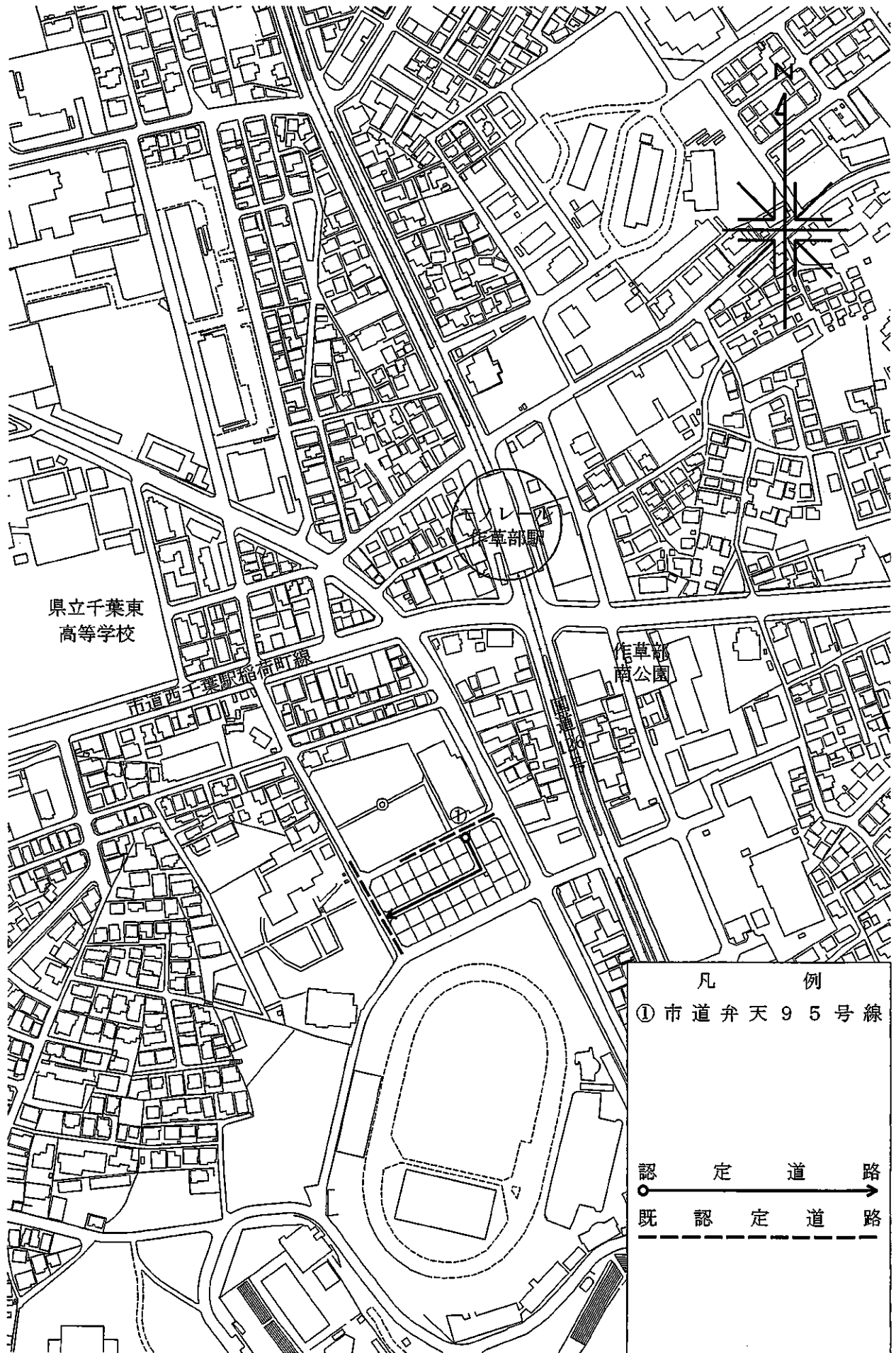
整理番号	路線名	起点	終点	市道路線認定図番号
①	弁天95号線	弁天4丁目地内	弁天4丁目地内	1
②	磯辺210号線	磯辺8丁目地内	磯辺8丁目地内	2
③	高浜63号線	高浜4丁目地内	高浜4丁目地内	3
④	小倉町215号線	小倉町地内	小倉町地内	4
⑤	坂月町64号線	坂月町地内	坂月町地内	5
⑥	若松町243号線	若松町地内	若松町地内	6
⑦	小中台町209号線	小中台町地内	小中台町地内	7
⑧	宮野木町337号線	宮野木町地内	宮野木町地内	8
⑨	長沼町160号線	長沼町地内	長沼町地内	9
⑩	山王町65号線	山王町地内	山王町地内	10
⑪	武石町89号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	11
⑫	武石町90号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	
⑬	武石町91号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内	
⑭	作新台64号線	作新台2丁目地内	作新台2丁目地内	12
⑮	作新台701号線	作新台2丁目地内	作新台2丁目地内	
⑯	南生実町174号線	南生実町地内	南生実町地内	13
⑰	おゆみ野中央216号線	おゆみ野中央6丁目地内	おゆみ野中央6丁目地内	14
⑱	おゆみ野中央217号線	おゆみ野中央6丁目地内	おゆみ野中央6丁目地内	
⑲	おゆみ野中央218号線	おゆみ野中央6丁目地内	おゆみ野中央6丁目地内	
⑳	おゆみ野中央219号線	おゆみ野中央6丁目地内	おゆみ野中央6丁目地内	
㉑	おゆみ野中央902号線	おゆみ野中央6丁目地内	おゆみ野中央6丁目地内	
㉒	おゆみ野中央220号線	おゆみ野中央4丁目地内	おゆみ野中央4丁目地内	
㉓	辺田町67号線	辺田町地内	辺田町地内	15
㉔	辺田町68号線	辺田町地内	辺田町地内	

②5	誉田町250号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内	16
②6	誉田町251号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内	
②7	誉田町252号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内	
②8	土気町159号線	土気町地内	土気町地内	17

### 市道路線廃止調書

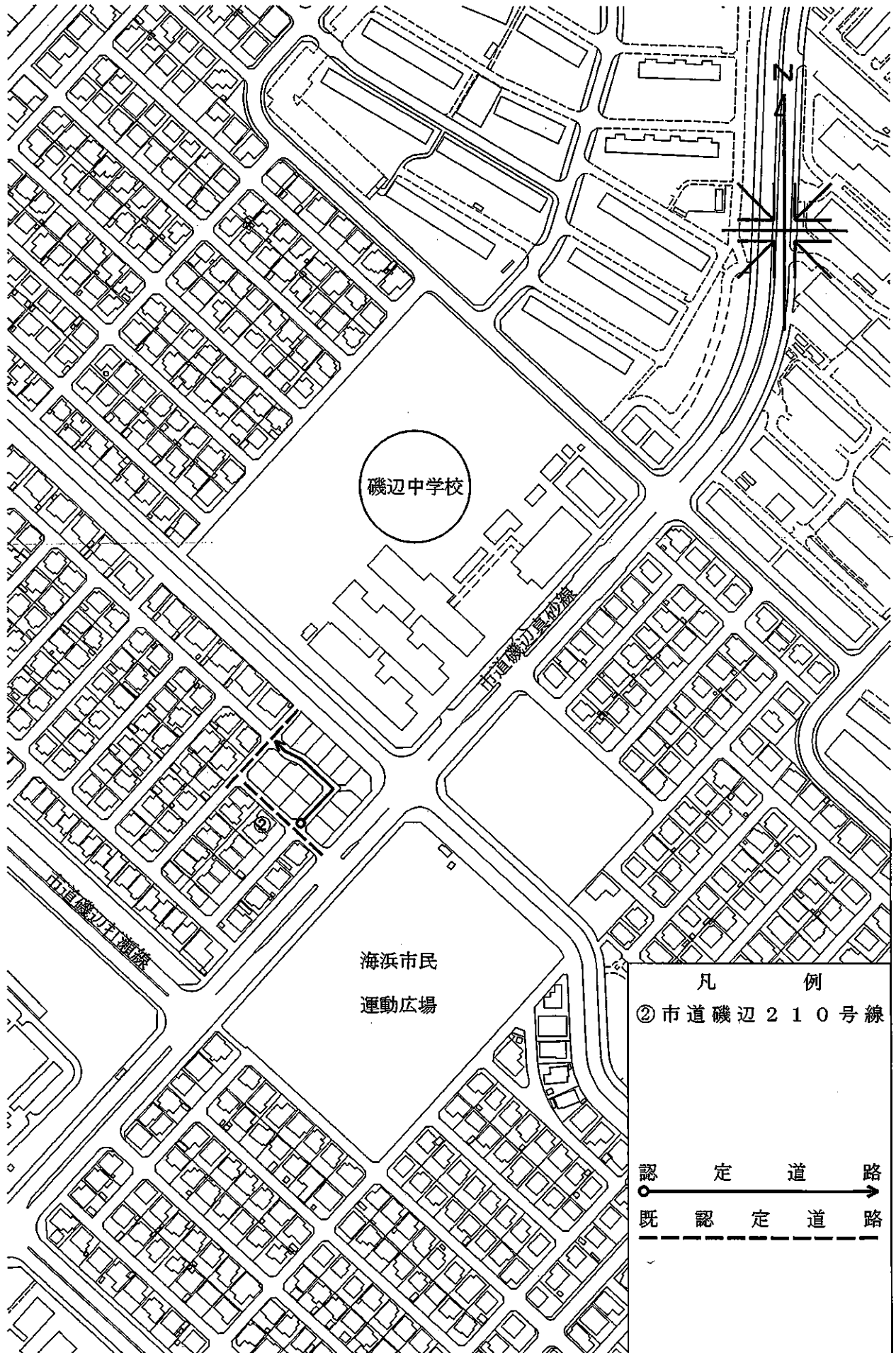
整理番号	路線名	起点	終点	摘要	市道路線廃止図番号
①	宮野木町17号線	宮野木台3丁目地内	宮野木台3丁目地内	全部廃止	1
②	宮野木町18号線	宮野木台3丁目地内	宮野木台3丁目地内	全部廃止	

# 整理番号① 市道路線認定図1

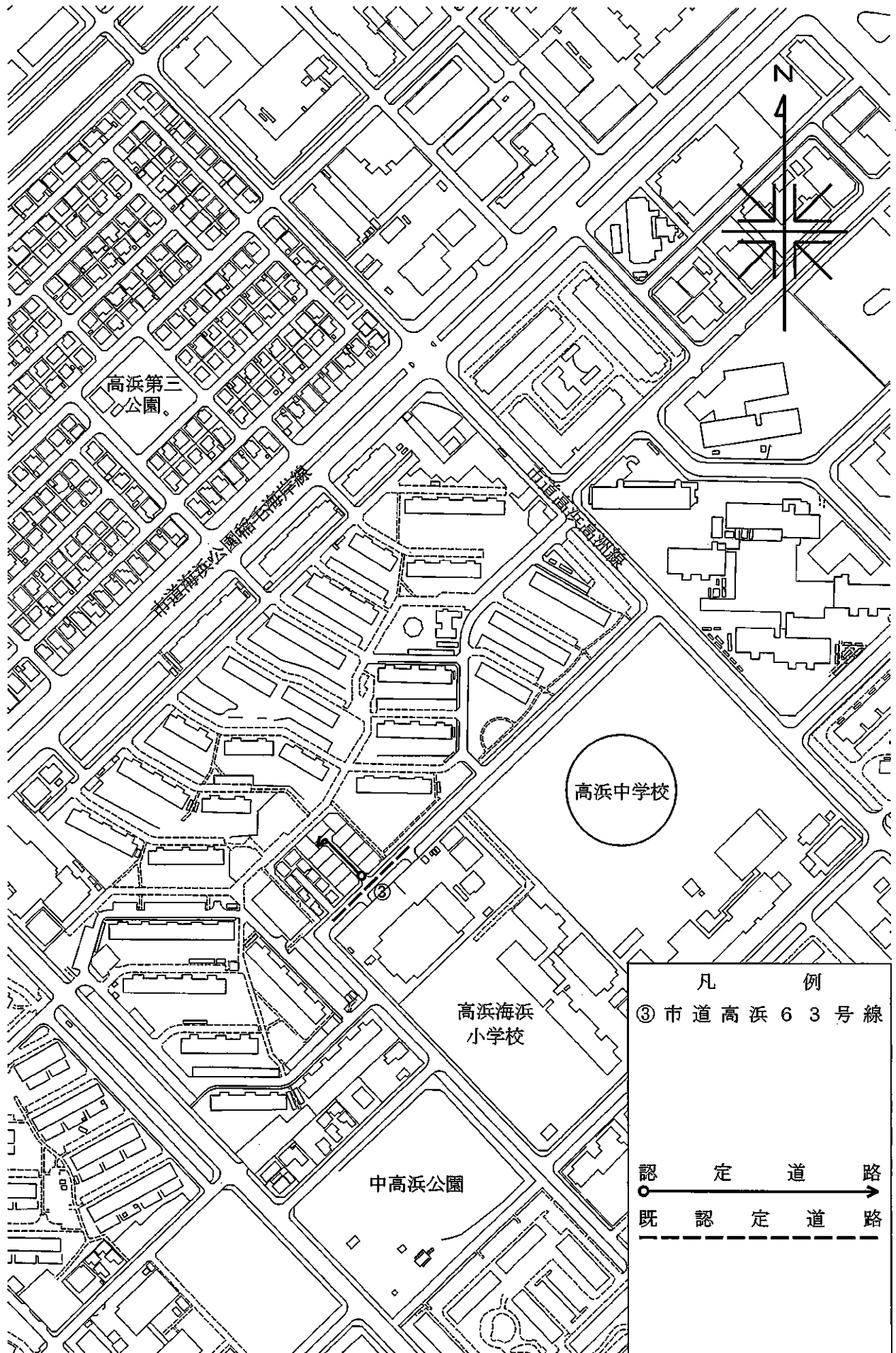




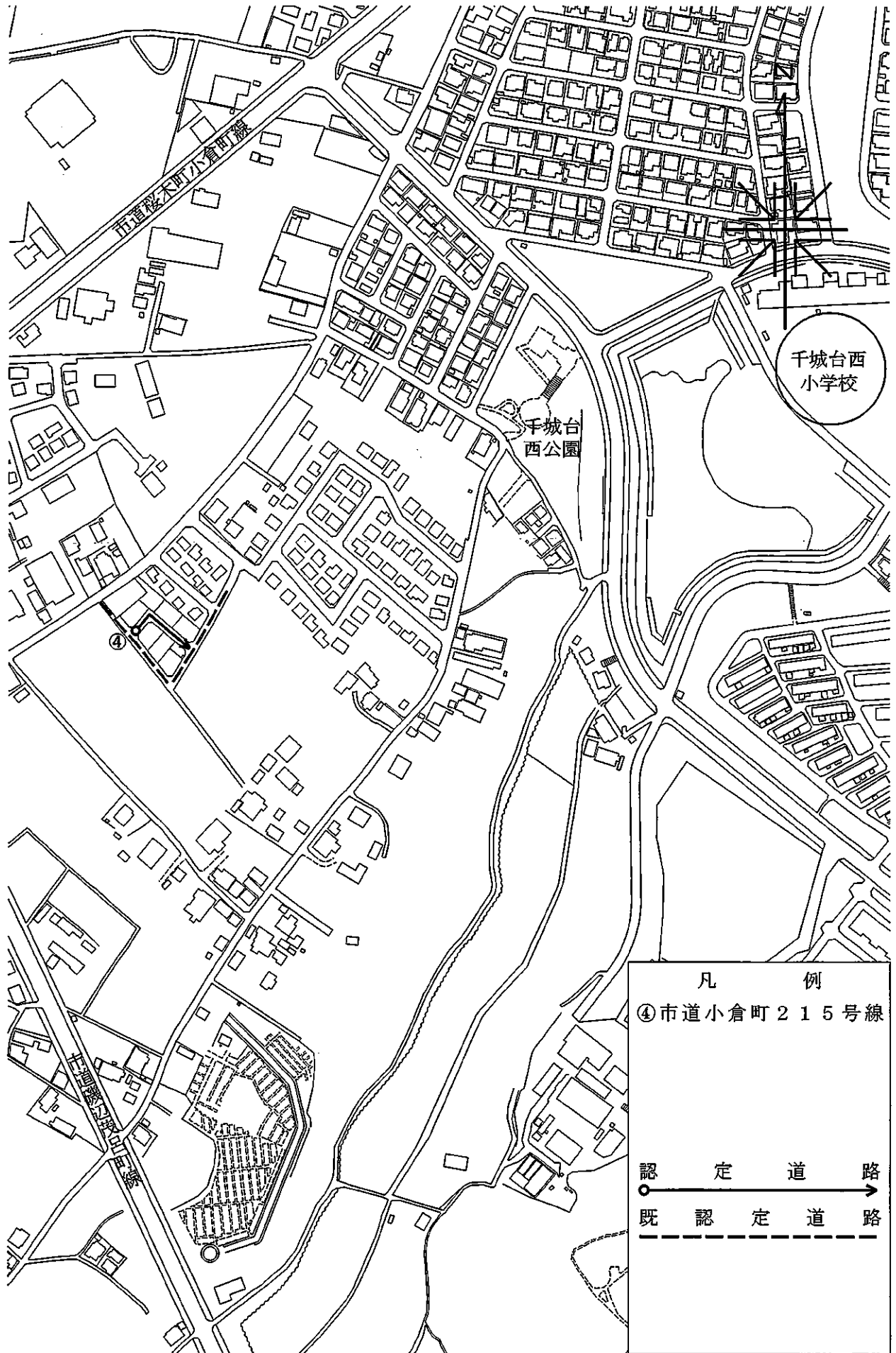
# 整理番号② 市道路線認定図2



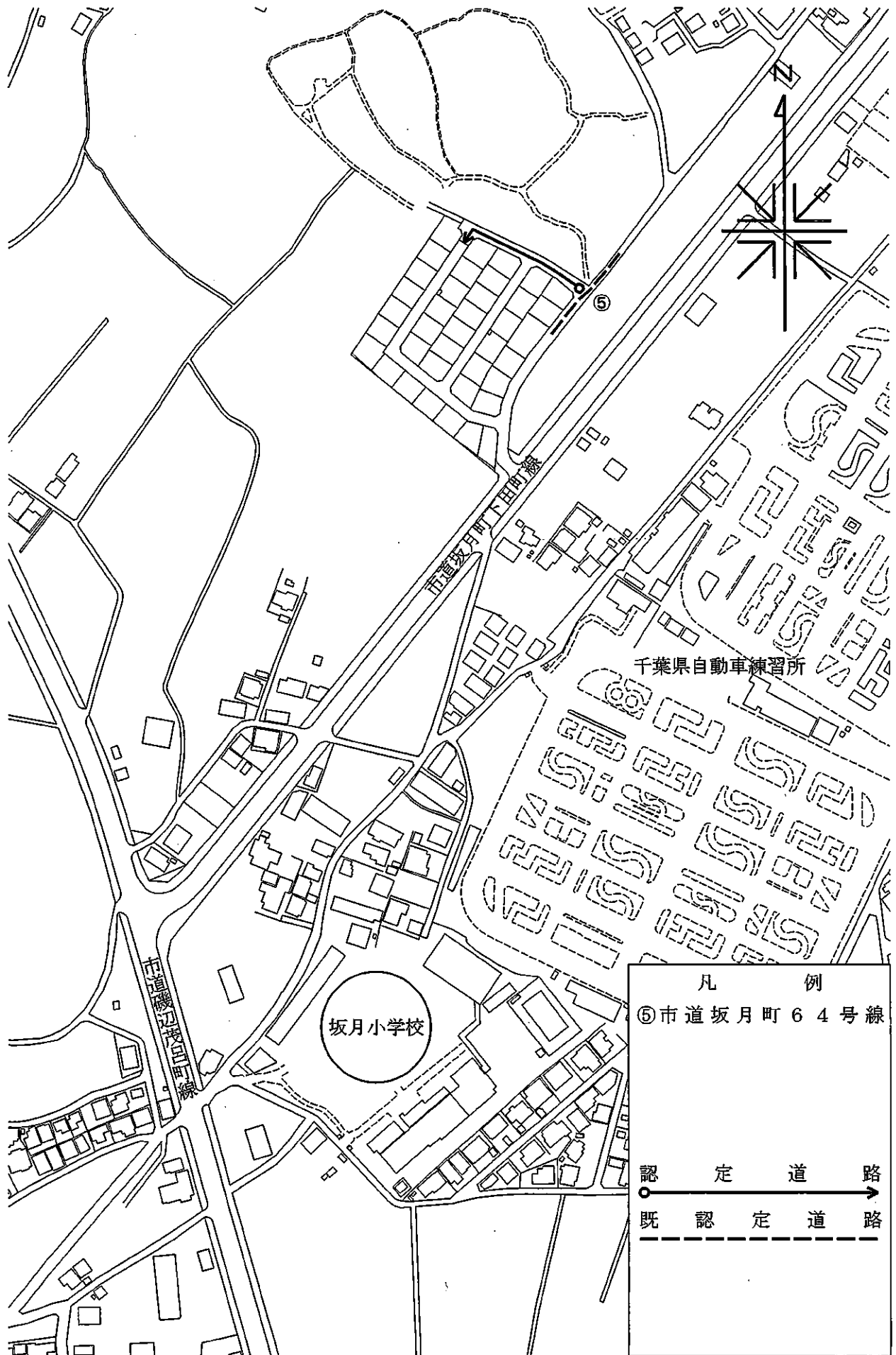
# 整理番号③ 市道路線認定図3



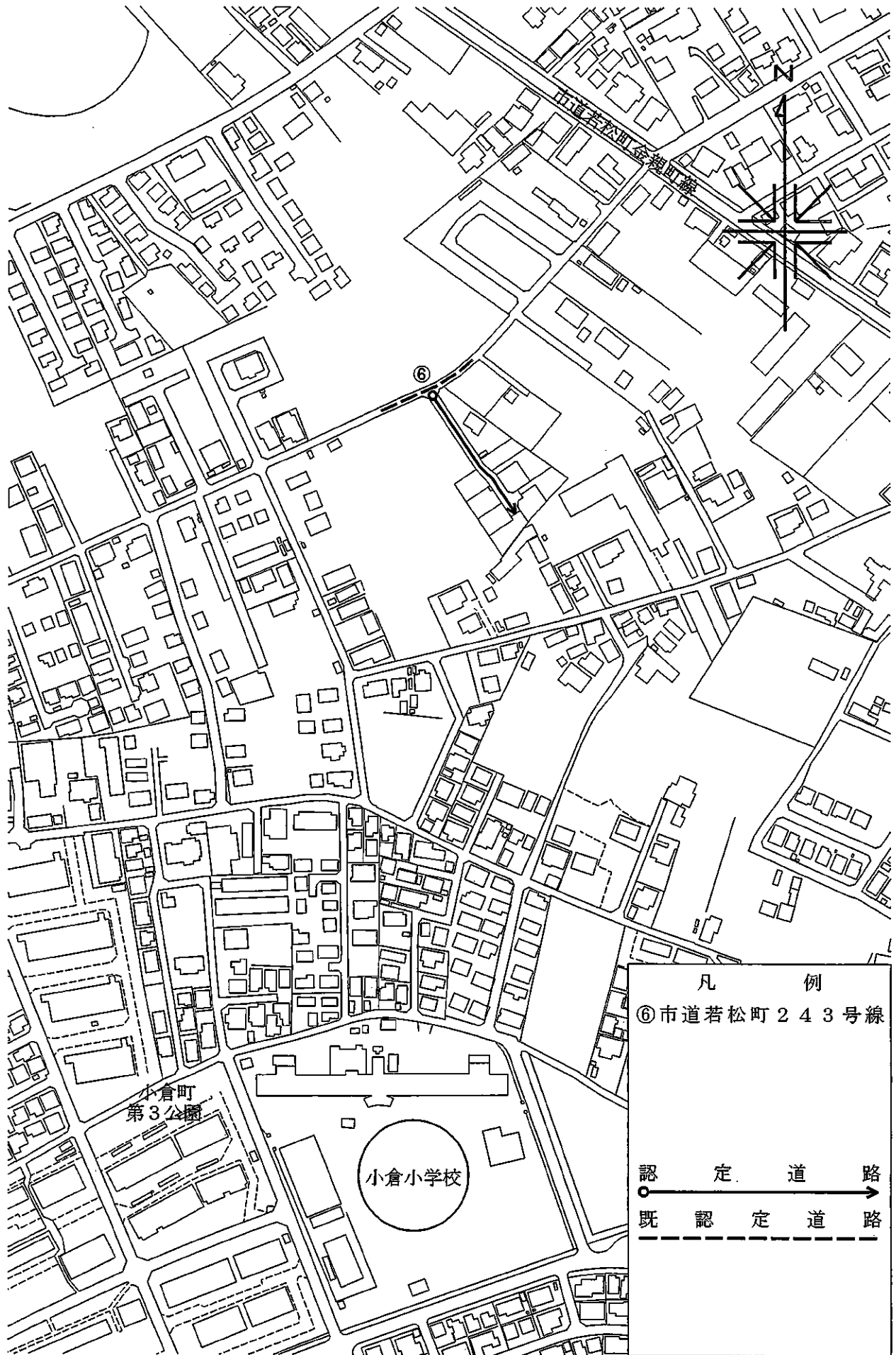
# 整理番号④ 市道路線認定図4



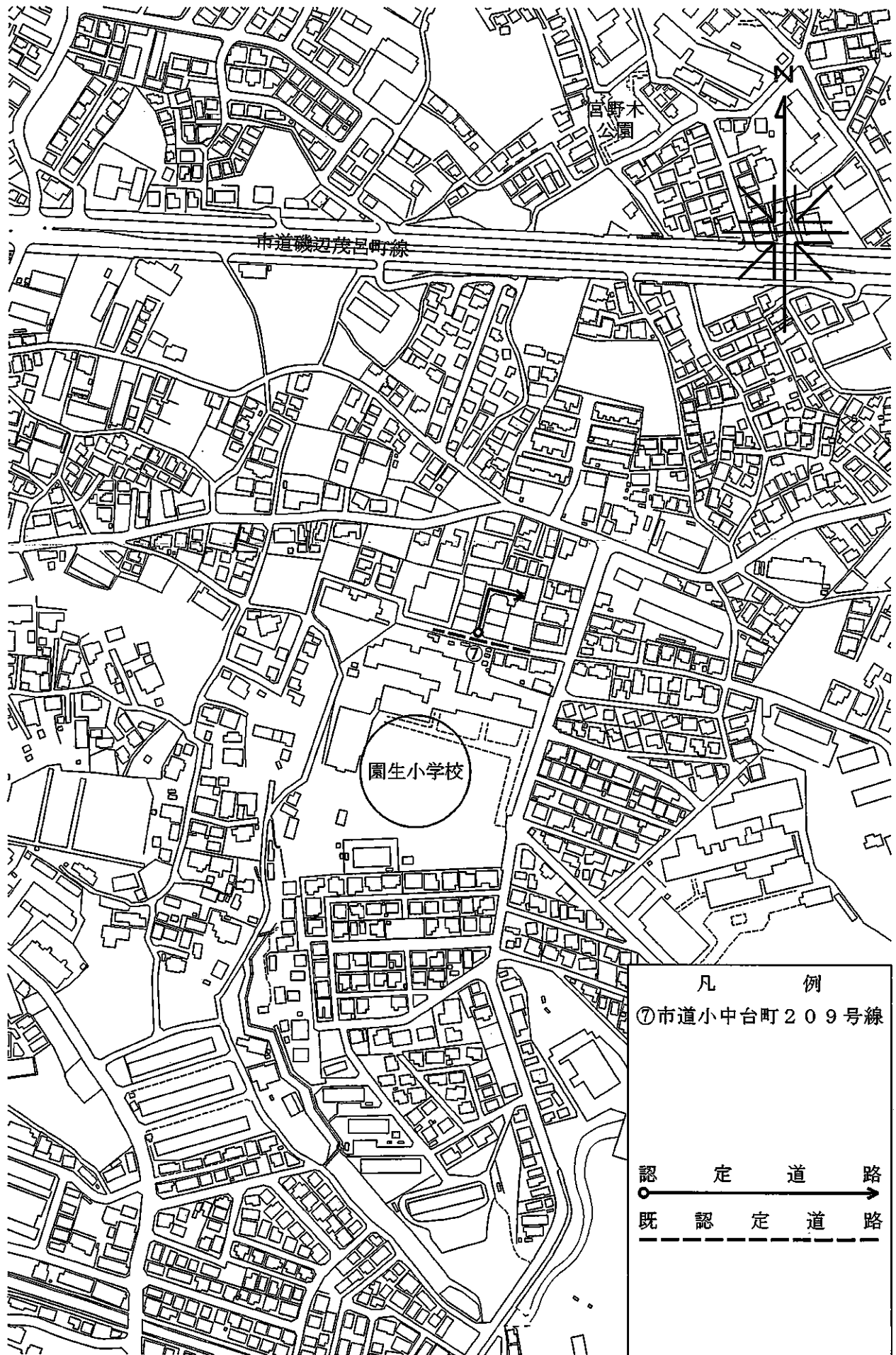
# 整理番号⑤ 市道路線認定図5



# 整理番号⑥ 市道路線認定図6



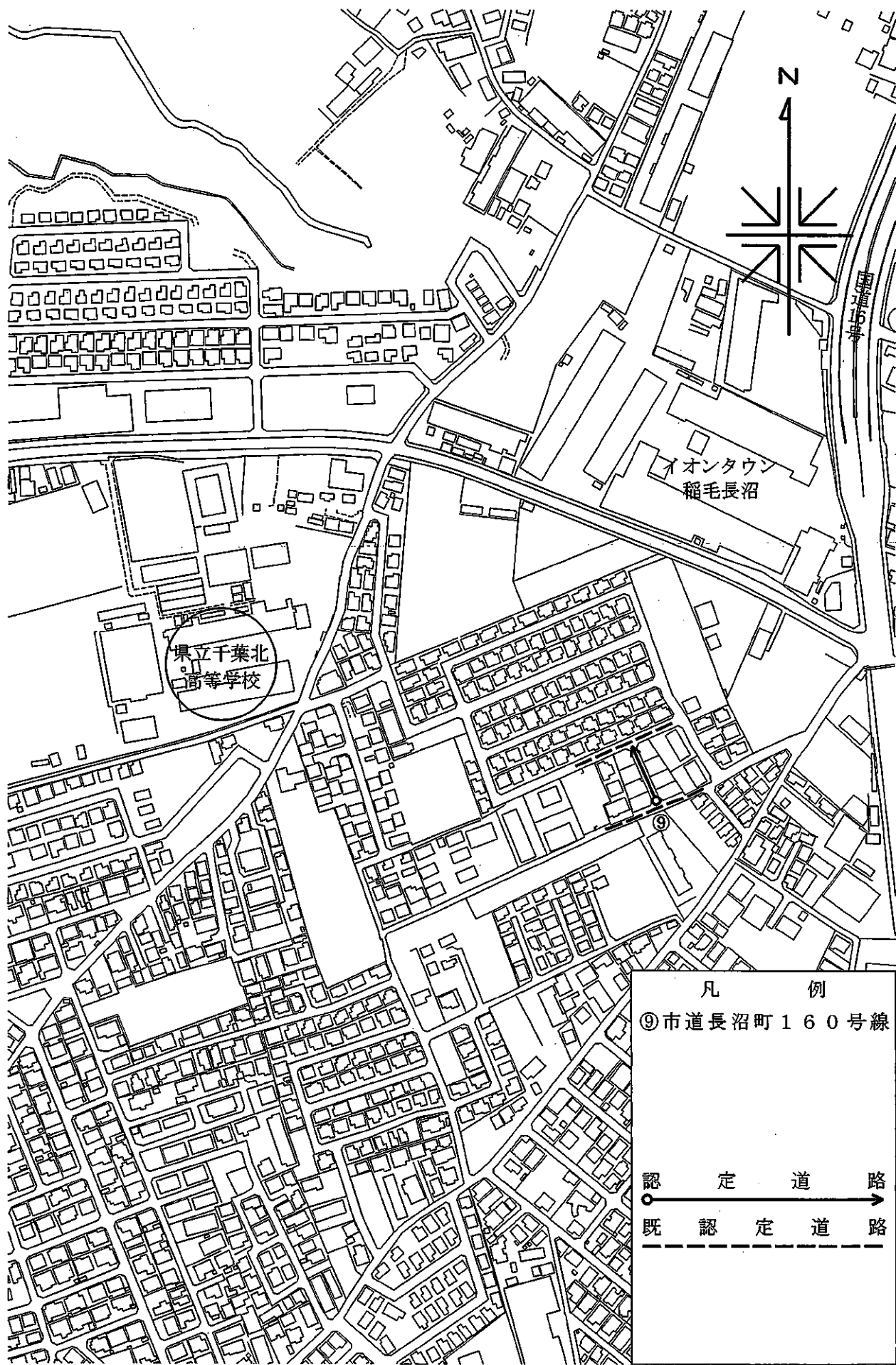
# 整理番号⑦ 市道路線認定図7



# 整理番号⑧ 市道路線認定図8

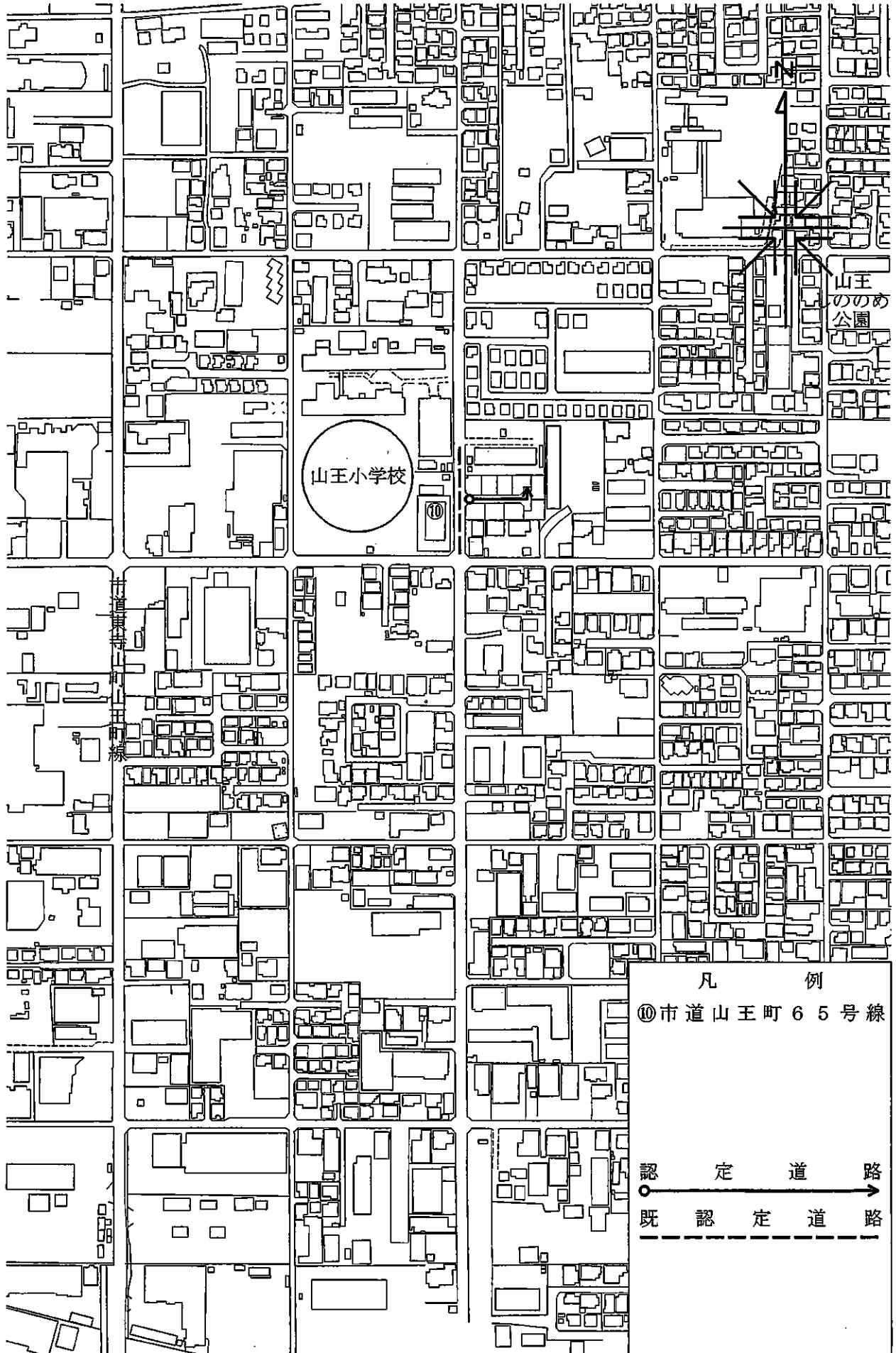


# 整理番号⑨ 市道路線認定図9

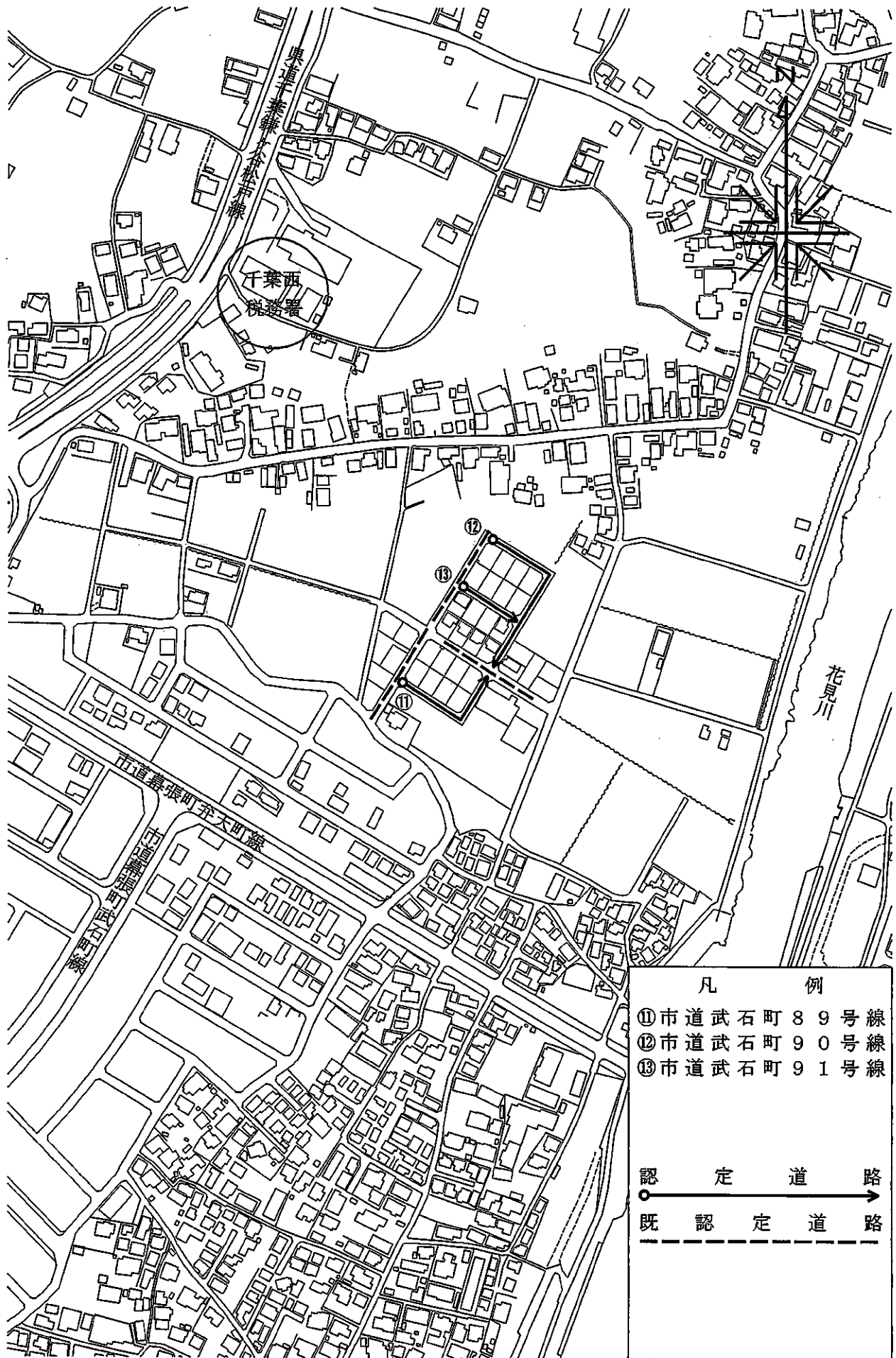




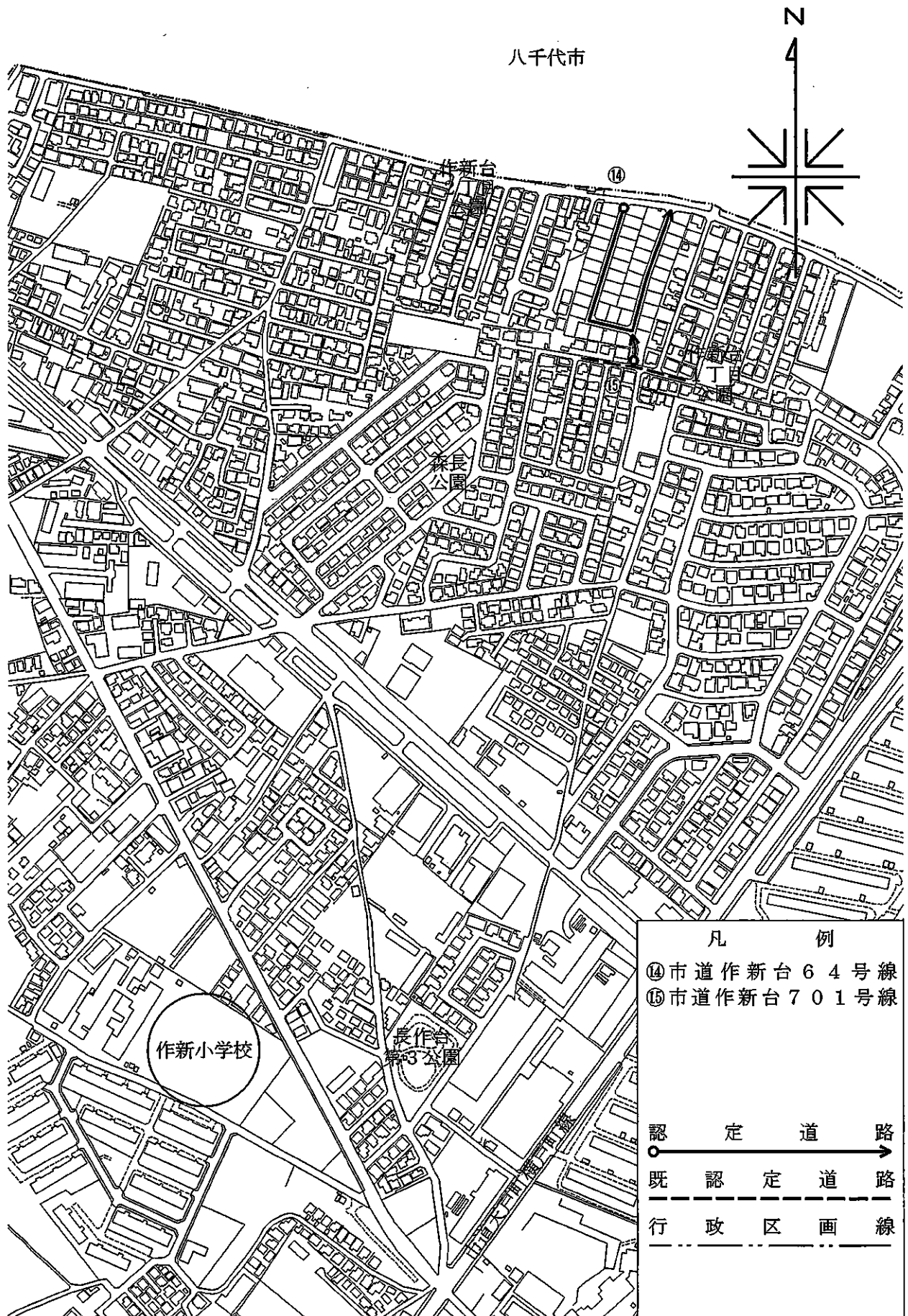
# 整理番号⑩ 市道路線認定図10



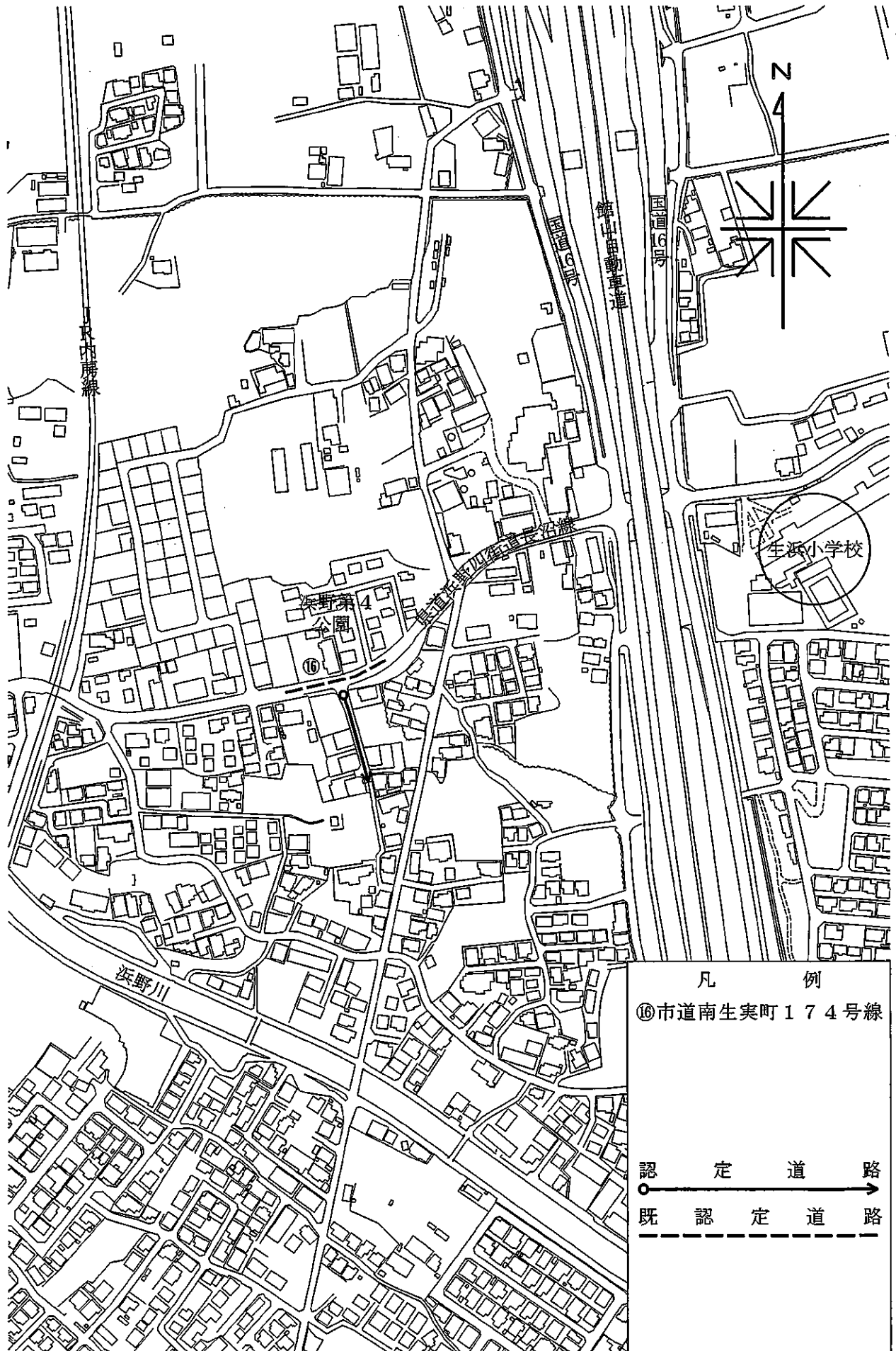
# 整理番号⑪～⑬ 市道路線認定図11



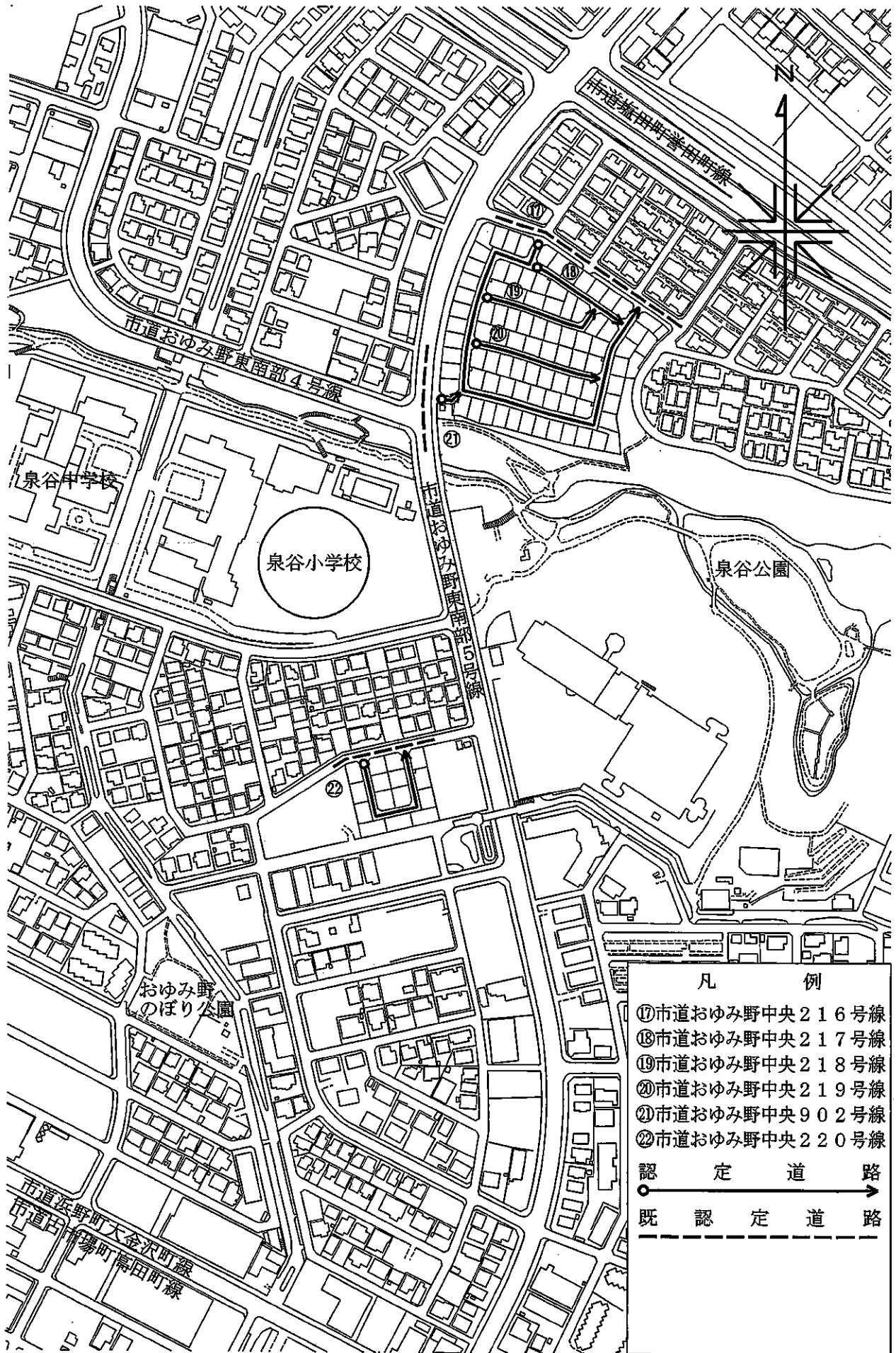
# 整理番号⑭⑮ 市道路線認定図12



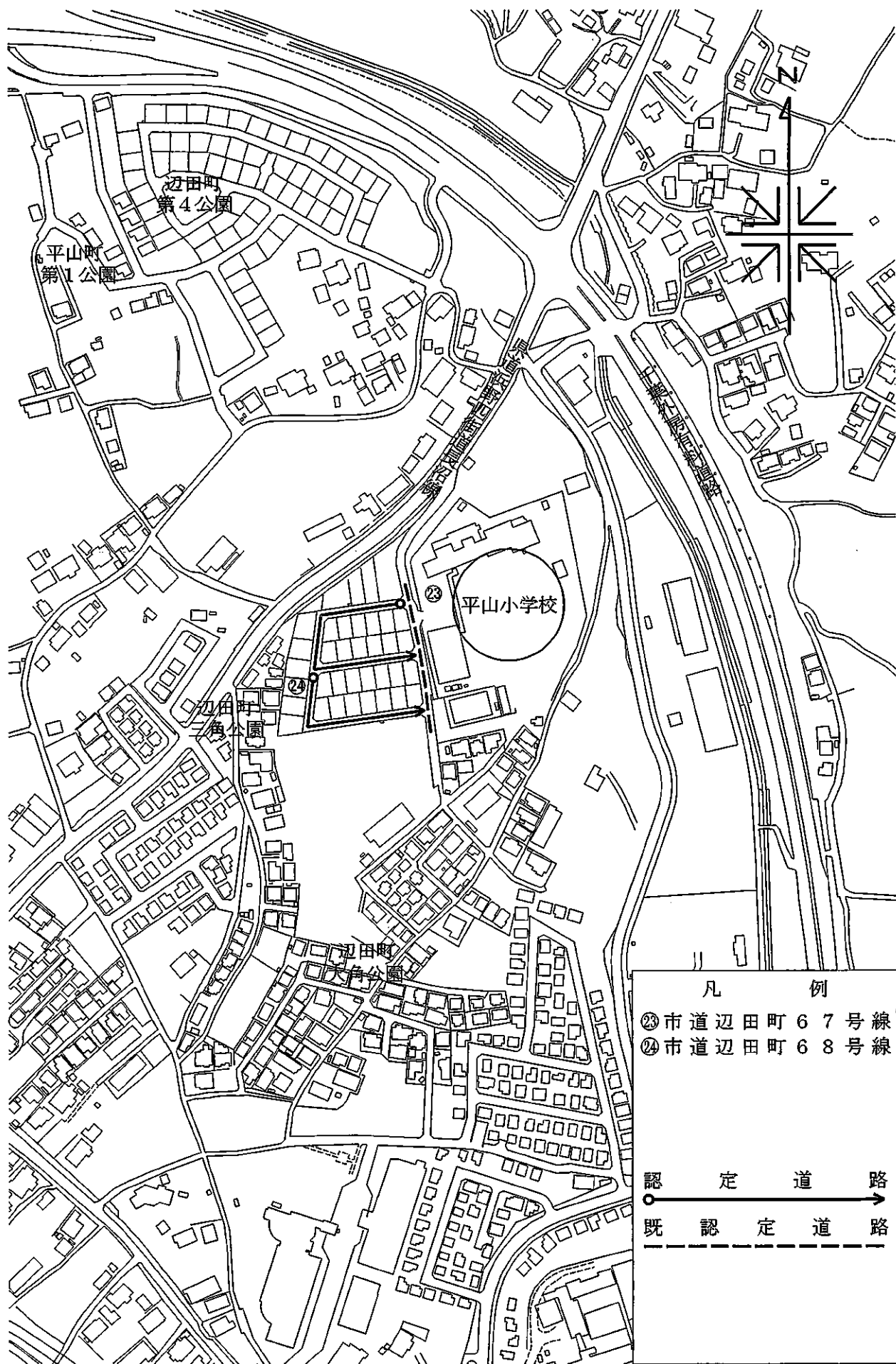
# 整理番号⑬ 市道路線認定図13



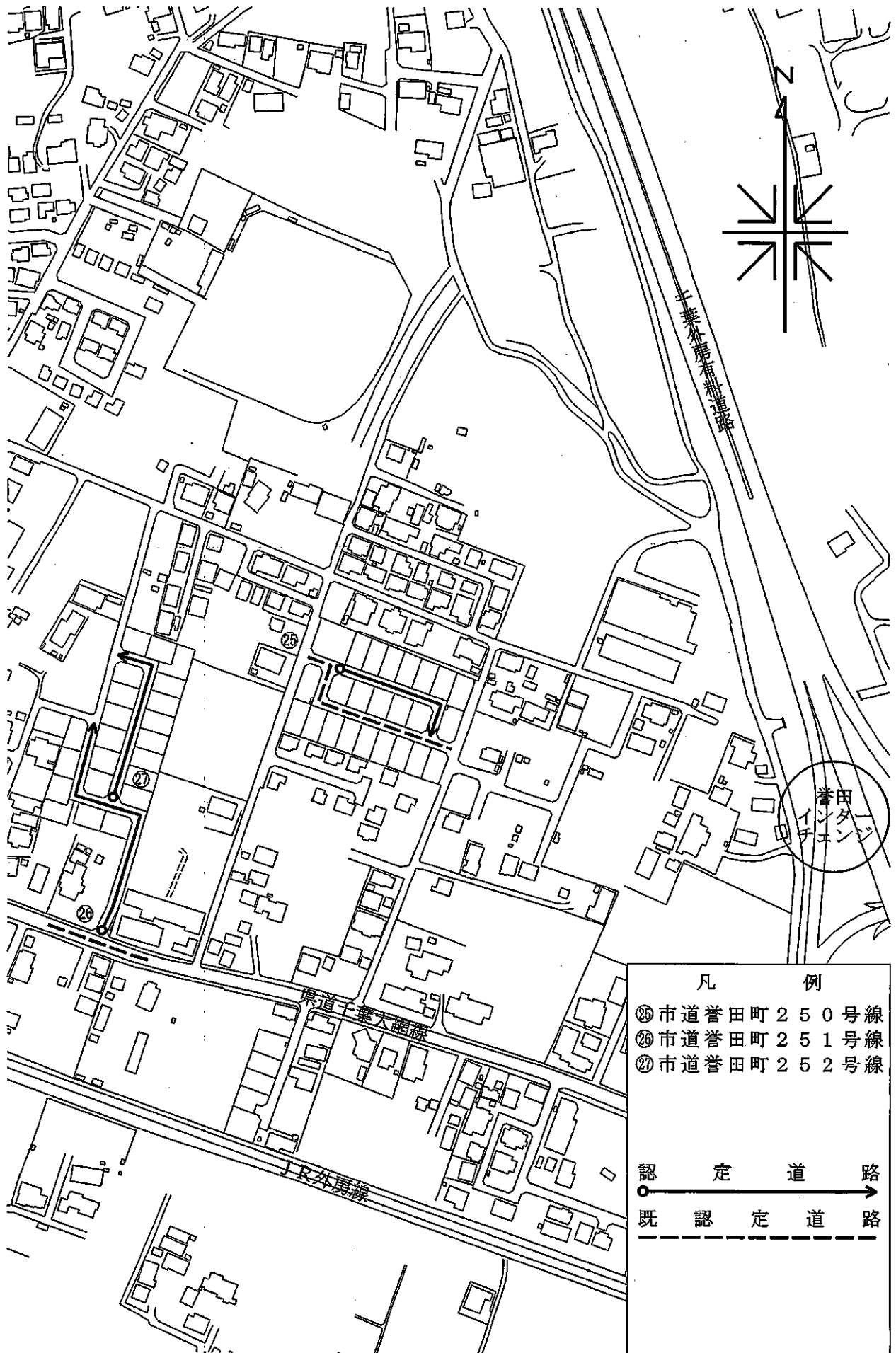
# 整理番号 ⑰ ～ ㉒ 市道路線認定図 14



# 整理番号 ㉓ ㉔ 市道路線認定図 15





整理番号 ㉔ ~ ㉖ 市道路線認定図 16

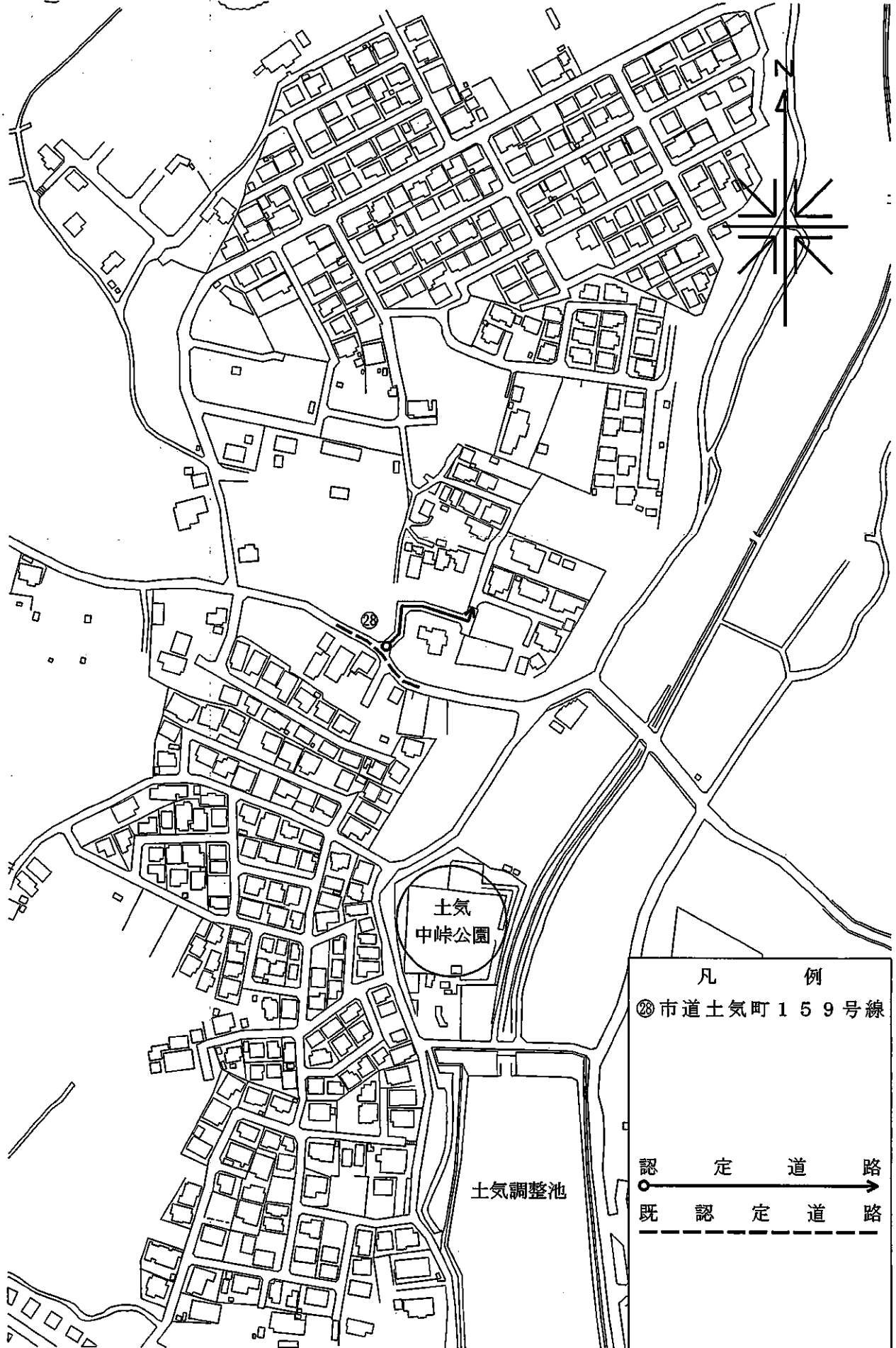


凡 例

- ㉔ 市道山田町 250 号線
- ㉕ 市道山田町 251 号線
- ㉖ 市道山田町 252 号線

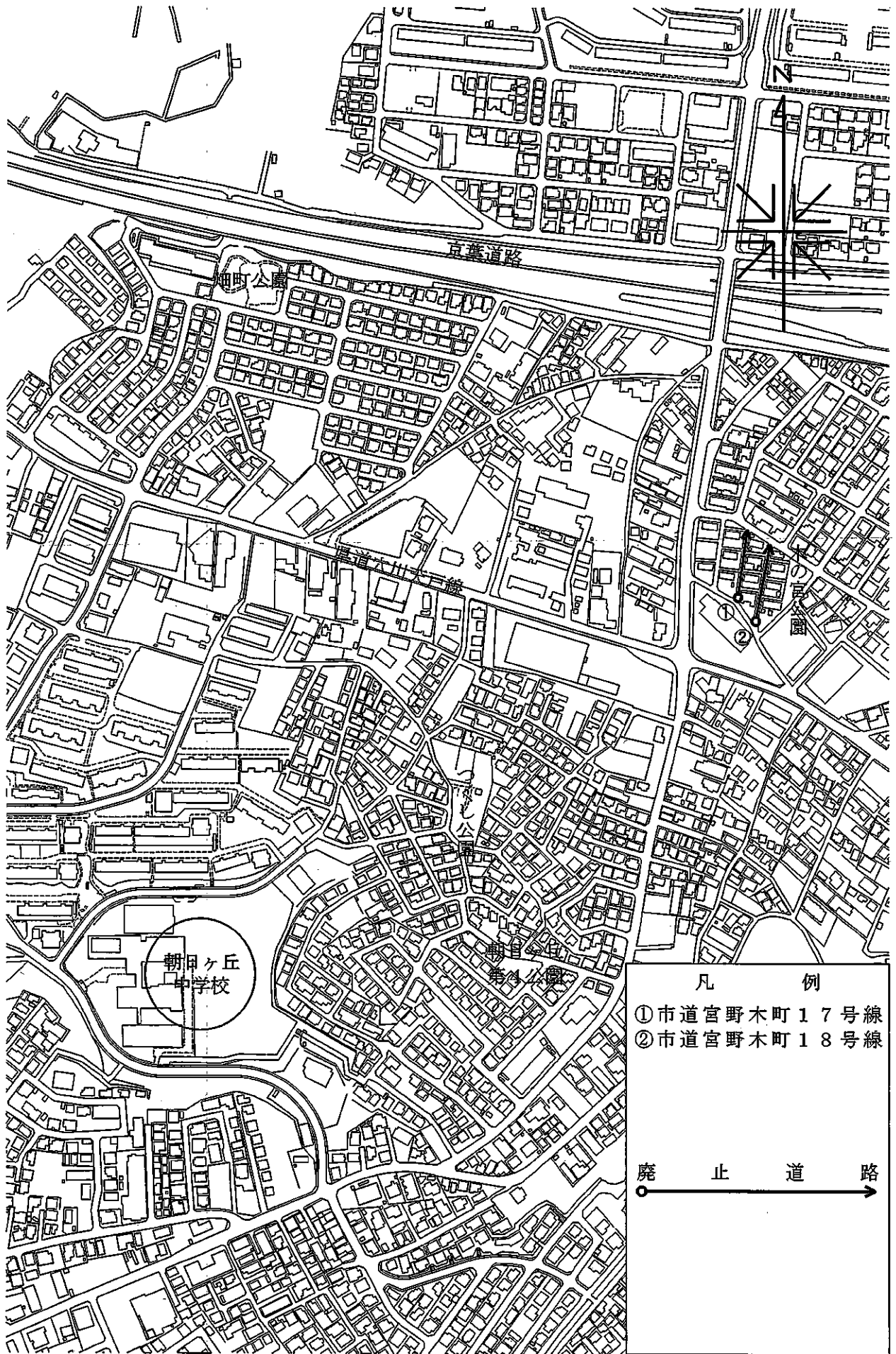
認 定 道 路  
  
 既 認 定 道 路  


整理番号 ㉘ 市道路線認定図 17





# 整理番号①② 市道路線廃止図1





## 議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第 99 号

平成 29 年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 29 年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金 4, 393, 653, 061 円のうち 2, 550, 767, 094 円を減債積立金に積み立て、1, 842, 885, 967 円を資本金へ組み入れるものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊谷俊人

~~~~~

議案説明

平成 29 年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第100号

決算の認定について

平成29年度千葉市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市一般会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市一般会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第101号

決算の認定について

平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市国民健康保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第102号

決算の認定について

平成29年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市介護保険事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第103号

決算の認定について

平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第104号

決算の認定について

平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。



議案第105号

決算の認定について

平成29年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市霊園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市霊園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第106号

決算の認定について

平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市農業集落排水事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第107号

決算の認定について

平成29年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市競輪事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市競輪事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第108号

決算の認定について

平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市地方卸売市場事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第109号

決算の認定について

平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第110号

決算の認定について

平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市市街地再開発事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第111号

決算の認定について

平成29年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市動物公園事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市動物公園事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

議案第 1 1 2 号

決算の認定について

平成 2 9 年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、  
議会の認定を求める。

平成 3 0 年 9 月 6 日提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 平成 2 9 年度千葉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議 案 説 明

平成 2 9 年度千葉市公共用地取得事業特別会計の決算について、地  
方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定を求めるもの  
であります。



議案第113号

決算の認定について

平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算  
(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市学校給食センター事業特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第114号

決算の認定について

平成29年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市公債管理特別会計歳入歳出決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市公債管理特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第115号

決算の認定について

平成29年度千葉市病院事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市病院事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市病院事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第116号

決算の認定について

平成29年度千葉市下水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市下水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

議案第117号

決算の認定について

平成29年度千葉市水道事業会計決算について、議会の認定を求める。

平成30年9月6日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 平成29年度千葉市水道事業会計決算(別冊)

~~~~~

議案説明

平成29年度千葉市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。